

第13回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第46号 非農地証明について

議案第47号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第29号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画
の提出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和5年第13回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席ですので欠席遅刻委員はございません。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、4番橋本委員、5番古徳委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和5年11月22日(水) 常設審議委員会

11月30日(木) } 全国農業委員会会長代表者集会
12月 1日(金) }

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第44号「農地法第3条の規定による許
可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせてい
ただきます。議案は1ページから4ページとなります。今回3件申請が出てい
ます。(番号1、2)を合わせて説明させていただきます。譲渡人が境港市芝
町のAさんで、(番号1)に関しての譲受人が米子市のBさんです。(番号2)
につきましての譲受人が渡町のCさんです。申請地を贈与により、所有権移転
をし、野菜等を栽培したいという申請内容です。土地の所在は、(番号1)は
2ページをご覧ください。渡町、畑、409㎡、(番号2)につきましては渡
町、畑、902㎡でございます。次に農地法第3条第2項各号の農地の権利移
動の制限に関する事項についてご説明をいたします。(番号1、2)ともに、
第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も農地として管理を
されるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地
所有適格法人以外の規定、第3号の信託要件の規定については、いずれも該当
しておりません。
第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事され

るということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

(番号1、2)ともに現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をいたします。

古徳委員 (番号1)は地図に書いてあるところにあります。渡保育園の職員さんの駐車場の入った所ですけど、前の方には家があるのですが、その裏側という事で今のところは、草が生えていますが、今後は活用していきたいと申請が出ています。特に問題はないと思います。続きまして、(番号2)は、Dの押しボタン信号を東に入って、1本目の道、少し狭いですが手前は空き地になっています。隣の方の前後には家が建っていますが、その奥になります。周りに家が建っていますけれど農地として使うという事です。現在は、雑草は生えていますが問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は原案のとおり承認されました。続きまして、(番号3)の説明をお願いします。

事務局 (番号3)について説明させていただきます。譲渡人が森岡町のEさん、譲受人が同じく森岡町のFさんです。申請地を贈与により、所有権移転し、野菜等

を栽培したいという申請内容です。土地の所在地は、4 ページをご覧ください。地図の下の方にGとありますが、Gの北東側になります。農家のHさんの大きなビニールハウスの南側の方、森岡町、畑、5 1 6 m²になります。次に農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、現在も耕作をされており、所有権移転後も耕作を維持されるという事ですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、作業小屋の斜め向かいの場所になります。周りは葱が植えてあります。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第45号の説明をお願いします。

事務局 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の5ページから8ページになります。今回3件申請が出てきております。(番号1)譲渡人が高松町のIさん、譲受人が島根県松江市の(株)Jさんです。土地の所在地は、6ページをご覧ください。高松町、4 2 9 m²、5 5 5 m²、計9 8 4 m²です。申請理由としましては、申請地を売買により所有権移転をし、太陽光発電施設を設置したいとの事です。申請地周辺の農地区分につきましては、第2種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、

金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、現状のまま使用するということですので、流水等の被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は草が繁茂している場所です。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事務局 続きまして、(番号2)の説明をさせていただきます。譲渡人が森岡町のKさん、譲受人が米子市の(株)Lさんです。申請理由は申請地を売買により所有権移転をし、太陽光発電施設を建設したいとの事です。地図は7ページをご覧ください。こちらが市街化と準ずる地域となっておりますので、第3種農地に該当いたします。外江町、129㎡、外江町、1165㎡、計1294㎡です。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、現状のまま使用するということですので、流水等の被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、家もちらほらありますが、周りは家庭菜園をしている場所、遊休農地

になっている場所になっています。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号3)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号3)の説明をさせていただきます。譲渡人が芝町のMさん、Nさんの共有で、譲受人が芝町のOさんです。申請理由は、申請理由は申請地を売買により所有権移転をし、駐車場敷地として使われるという事です。農地区分は2種農地に該当します。地図は8ページをご覧ください。Oさんの会社の南側に隣接している農地になります。芝町、211㎡、446㎡、計657㎡です。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛り土等を行いますが、溜柵等で排水をされるという事でございますので、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 現地は、Oさんの会社の南側、現在は荒廃地になっています。何かに利用してもらえるのならいいと思います。皆さんのご審議をお願いします。

事 務 局 補足でございますが、Oさんは、西の方から進入路となる橋を作って出入りをしたいという希望で、現在、市の関係各所と協議をしているところですが、排水には影響はないような形で許可専用等をすすめているところでございます。以上です。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第46号の説明をお願いします。

事務局 議案第46号「非農地証明について」の説明をさせていただきます。議案の9ページから11ページになります。今回2件の申請がございました。(番号1)森岡町、畑、234㎡となっております。土地の所在地は10ページをご覧ください。Gの南西側の農地でございます。申請地は、30年以上も前から宅地の一部として利用されていたという状況でございます。地図を見ていただきますと、一体で使っておられたという事でございます。現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地はGをすぎてはまる一歩バスが通る道から200メートルほど行った所になります。ちょっとわかりにくいのですが、通りの家が建っているその奥が申請がでている場所になります。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事務局 (番号2)の説明をさせていただきます。申請人は境港市芝町のPさんです。土地の所在地は、芝町、畑、384㎡となります。地図は11ページをご覧ください。Qさんと書いてある敷地の一部になります。30年以上前より、宅地の一部として、使われているという事で、今回非農地証明の申請に至っております。現地調査は、古徳委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 以前は畜産業をしていて、Pさんのお孫さんは建築業をしています。申請部分の小屋は以前豚舎として使っていたところですが。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第47号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。

事務局 ここで、次の議案の利害関係者として足立会長、阿部さん、河岡さん、梶谷さん、が会議室から退出され、足立恵子さんが代理に選ばれます。足立さんは会長の席に移動して議事の進行をお願いします。

**足立恵子
委 員** それでは議長に代わりまして進行させていただきます。次の議案について説明をお願いします。

事務局 議案第47号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を説明させていただきます。今回全部で50筆という事で多いですが、21番以降が今まで農業公社で契約していた農地につきまして、担い手育成機構の方に切り替わるという事で件数が増えております。また、最後の方、16ページになりますけど、Rさんから息子さんのSさんへ事業継承をするという事で中海干拓地の3筆につきまして、担い手育成機構を通じて借りている農地がありましたので促進計画の案に載せて諮るという事になっていきますので今回記載をしております。説明は以上です。

**足立恵子
委 員** 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第47号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第47号は、原案のとおり承認されました。

事務局 ここで、退出されたみなさんが戻ってこられますので、足立さんをご自身の席にお戻りください。

(足立会長、阿部委員、河岡委員、梶谷委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第29号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○農業委員会特別研修会 令和5年12月14日(木)

(米子コンベンションセンター)

○常設審議会(会長) 令和5年12月22日(金)

○令和6年第1回境港市農業委員会総会 令和6年1月15日(月)

◆午後1時30分～

○第1回境港市農業委員会農政専門部会 令和6年1月15日(月)

議題：年間活動計画について

◆総会終了後

・**農業委員会情報** 市報12月号「農用地区域とは」

市報1月号「農地の相続について」予定

議長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございますか。

議長 それでは以上をもちまして令和5年第13回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和5年12月12日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
